

お 知 ら せ

令和 7 年 2 月 1 日
宇部市総務部契約監理課

入札・契約制度の見直しについて

このことについて、下記のとおり見直しを行いますのでお知らせします。

記

宇部市現場代理人取扱要領の改正について

建設業法等の改正に伴い、現行の要領を以下のとおり改正します。

(1) 主な改正内容

○現場代理人の兼務要件である請負金額について、以下のとおり改める。

- ・建築一式工事以外 4,000万円未満 → 4,500万円未満
- ・建築一式工事 8,000万円未満 → 9,000万円未満

○現場代理人が監理技術者を兼務できる場合の要件を追加する。

(2) 施行

令和7年2月1日以降公告、公募、指名通知又は見積書を徴する工事から施行します。

(3) その他

要領等につきましては、宇部市ウェブサイトに掲載の「入札・契約に係る要綱等」
をご参照ください。

<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/boshuu/1006600.html>

(ウェブ番号:1006600)